

## &lt;目次&gt;

- 新会長に青山侑氏！～第5回通常総会報告～
- 野田消費者大臣 消費者庁の前夜祭----と挨拶 ～総会記念レセプションを開催～
- 総合資格学院との確認書を取り交わし。過去被害にも遡及適用を確認。

## 新会長に 青山 侑 氏！ ～第5回通常総会報告～

2009年5月26日(火)16時より、主婦会館プラザエフ8階スイセンにて、消費者機構日本第5回通常総会を開催いたしました。今総会では、根来前会長の退任に伴い、新会長に青山侑氏(明治大学公共政策大学院教授 元東京都副知事)を選任しました。

### <青山新会長就任のご挨拶>

総会では、青山新会長から以下の趣旨のご挨拶がありました。

「根来氏の後任として、みなさんと一緒に活動していきたいと思います。適格消費者団体の活動については、新聞・雑誌で拝見していましたが、こういう方々が活動を軌道に乗せてきたのだとわかりました。私は、東京都の消費者訴訟支援制度の設立に携わりましたが、一方当事者を税金で支援するのかといった議論がありました。消費生活センターを設置する際にも同様の議論がありました。これに対して、市場の世界では消費者と事業者の間には情報格差等の非対称性があるので消費者への支援を行う事、公平な競争を阻害している事業者に対して、まっとうな事業者との公平性を確保する意味からも公的関与が必要であることを説明し、理解を得てきました。

消費者団体訴訟制度は、さらに一歩進んで、市場取引を円滑公平にする役割を消費者団体に期待する制度でもあり、日本の消費者行政もここまで来たかと思います。

私は、40年前から消費者行政に関与、係長・課長と消費者行政に携わってきました。消費者庁設置が実現したのもここにいる方々が担ってきたからだと思います。市場原理と、税による行政に対し、市民活動でその両方に関与していく事が必要です。しかし、市民活動の世界はまだまだボランティア的であり、専門的・職業的に育たなければなりません。私は、最近6年間はフリーに民間人として活動してきましたが、その経験から言っても市民活動はやりにくい環境です。寄附金はなかなか集まらないし、収益事業をやるとNPO法の枠外となってしまいます。それぞれの市民活動がやりやすくなり、いい人がもっと参加していき、力をつけると日本はもっとよくなると思います。そういった観点からも消費者問題は重要な分野であり、私は法律の専門家ではないが、実務面に携わってきたので、仲間として一生懸命やっていきたいと考えています。」

また、総会終了後の記念レセプションでは、青山新会長より、概要以下の挨拶がありました。「消費者団体の集まりに、国会議員皆さんが各会派から参加されていることに感動しています。消費者行政にたずさわっていて孤立感を感じた時代もありましたが、今は、消費者問題が政治の議論の中心の一角と



挨拶する青山新会長

なっています。消費者活動の重みが増したと受け止めています。市場原理が良い商品・役務を生み出してきたという側面がありますが、同時に常に公共側からの関与が必要であり、消費者団体の活動がいまほど求められているときはありません。時代の変化をとらえて前向きに取り組んでいくという姿勢が大切です。消費者活動を通じて世の中への良い影響が与えられるよう消費者機構日本に参加していきたいと思えます。」

#### **新会長 青山侂（あおやま やすし）氏 略歴**

昭和 18 年（1943）生まれ。

昭和 42 年（1967）東京都庁経済局に入る。

高齢福祉部長、計画部長、政策報道室理事等を歴任。

美濃部都政時代に、消費者行政部局にて、消費者訴訟支援制度の創設に関与。

平成 11 年（1999）から 15 年（2003）まで石原慎太郎知事のもとで東京都副知事（危機管理、防災、都市構造、財政等を担当）。

[専門] 自治体政策・都市政策・危機管理・日本史人物伝

[現職] 明治大学公共政策大学院教授

#### **<根来前会長からの退任のご挨拶>**

総会では、根来前会長より、「2004年9月に設立以降、最近では適格消費者団体としての認定まで、実りの多い5年間でした。私自身は、年齢の関係もありだんだん物事にこだわらなくなっていますが、消費者問題は重要なテーマであり、消費者団体の会長としてはこだわりが大切だと思うので、次の世代の方々にはがんばってほしいと思います。」といった趣旨でのご挨拶をいただきました。



**根来前会長への花束贈呈**

ご挨拶の後、5年間のご指導への感謝の気持ちをこめて、理事の唯根妙子さんから花束をお渡ししました。

また、続いて開催されたレセプションでは、根来前会長より、5年間ご支援いただいたことへの感謝の言葉が述べられ、国会議員の方々には、政局を気にせず消費者問題の解決の為の一層のご尽力をと呼びかけられました。

#### **<第5回通常総会の議事について>**

本総会では、第1号議案「2008年度事業報告承認の件」、第2号議案「2008年度決算承認の件」ならびに会計監査報告、第3号議案「定款の一部変更の件」が一括して提案され、各議案とも賛成多数で承認されました。次に、第4号議案「役員補充選任の件」について提案され、退任される根来泰周氏の後任として、青山侂氏を新たに理事に選任することが賛成多数で承認されました。

その後、総会は休憩に入り、別会場にて第1回理事会が開催され、新任の青山理事を会長に互選しました。

総会再開後、第1回理事会で青山侂氏を会長に互選した旨報告するとともに、5月7日開催の第6回理事会で議決された「2009年度事業計画」と「2009年度収支計画」について説明がありました。

## 2008年度事業報告の概要

2008年度は、適格消費者団体の認定を受けて2年目でした。年度を通じ16件の新たな申入れ等を行い、今年度は是正がされた事案は14件となっています。累計では、41件の申入れ等を実施し21件で是正がされ、被害を未然に防止した金額を推計すると年間8000万円となりました。消費者団体訴訟制度が確実にその効果を発揮しています。

また、2008年通常国会では、差止請求の対象を特定商取引法と景品表示法に広げる法改正が行われました。（施行は、景品表示法が2009年4月1日より、特定商取引法が2009年12月頃を予定。）

また、消費者団体訴訟制度への損害金等請求制度の導入について研究会を設置し検討しました。現在、中間とりまとめ（案）を公表し、学識者へのヒアリング等をすすめています。

## 野田消費者大臣 消費者庁の前夜祭・・・と挨拶

### ～総会記念レセプションを開催～

第5回通常総会終了後に、総会記念レセプションを開催しました。当日は、総勢113名の方々にご来場いただき、総会で新たに選任された青山佾会長をご紹介しました。また、各界からのご来賓の皆様より、消費者機構日本への励ましのお言葉を頂戴し、皆様との懇親を深めることができました。以下、概要をご報告します。（みなさまのご発言を事務局の責任で文書化いたしました。）

理事の佐伯美智子さんの司会で開会。冒頭、品川理事長より第5回通常総会の報告をし、消費者機構日本の活動実績と紹介するとともに、今総会をもって会長をお引受いただいていた根來氏が勇退され、新しい会長に青山佾氏を選任した旨紹介しました。

続いて、根來前会長と青山新会長からの挨拶（詳細は上述）に続いて、消費者機構日本増井克吉副理事長から、「坂険し 消費者のため 汗をかく」との俳句が披露され、消費者庁ができて以降も、坂はけわしいと思うので頑張っていきたいとの挨拶の後、乾杯が唱和されました。その後、ご来賓の方々より、概要以下のようなご挨拶を頂戴しました。

### 内閣府特命担当大臣 野田 聖子 氏

消費者庁設置関連法成立の前祝のような良い雰囲気ですね。参議院で最後まできちんと審議してまいりたいと思います。これまで、衆参あわせて90時間の審議を行ってまいりました。いろいろな消費者行政にかかわる問題を勉強できる機会となり喜んでおります。今回の法案の素地は消費者団体や日弁連等の蓄積があり、それを自民党がいただいitてつくってきた、大切な預りものと思っております。みなさんから付託された結晶です。全政党の参加で修正協議を経て、消費者教育も議論され、消費者委員会もスケール

アップしました。一方具体化にあたっては、相談が増えても対応できる体制が確立できるか等、まだまだ不安があります。皆様の様々な経験を生かして、日本の新しい価値をつくる消費者庁として育てていただきたいと思います。皆様の数十年の悲願ですが、しかしこれはスタートです。次は被害者救済の制度の拡充が必要です。きちんと現在の法体系と整合性がとれた仕組みとしていくためにみなさんの知恵が必要だと思ひます。消費者庁の活動については、消費者委員会でも日常的にチェックをしてください。



**自由民主党 消費者問題調査会会長  
衆議院議員 岸田 文雄 氏**

本日は5回目の総会おめでとうございます。根来様のこの間のご労苦に敬意を表するとともに、青山新会長の下、いっそうのご発展を祈念しております。消費者機構日本は、適格認定第1号の団体という金看板をしょって今後も活躍されることを期待しています。昨年、第4回総会の記念講演会では「消費者行政の一元化」について、担当大臣として話しをしました。あれから1年がたちました。この1年の間、みなさんのお力添えのもと、消費者庁法案も今週中に法成立というところまでできました。この法案の中の附則では、3年以内に適格団体への資金支援も含めた検討をすることになっています。これは、今日までの活動の積み重ねに対する評価のあらわれと言えます。今後もご活躍を期待しております。



**民主党 企業団体対策委員長代理  
参議院議員 大河原 雅子 氏**



本日は、総会の開催おめでとうございます。待ちに待った消費者庁が、全会一致の大きな修正の後、実現します。消費者政策委員会の位置付けをあげたのは国会の総意でした。消費者機構日本の会長に就任された青山さんは、私が都議の時の辣腕副知事でした。本当の意味で消費者を守りきるためには、適格消費者団体に対する国からの公的支援が必要だと思います。さらに損害金等請求制度の実現のための取り組みは、これから再スタートです。消費者庁設置関連法に参議院で議決した34本の附帯決議をひとつひとつ実現していくことが政治に求められています。頑張ってください。

**公明党 消費者問題対策本部事務局長  
衆議院議員 大口 善徳 氏**

今回の消費者庁設置関連法案の審議にあたって衆議院消費者問題特別委員会の理事を務めました。消費者機構日本の理事の皆さんにも参考人として審議にご協力いただきました。みなさんの力で消費者庁設置関連法案が成立の見込みです。政局ではなく消費者のためということでここまで来たと思います。衆議院では、58時間審議を行い、10数時間の修正協議を行ってまいりました。党派を超えて議論してきました。消費者庁設置法の附則の5項に適格消費者団体の差止請求業務部分に対する資金確保が盛り込まれました。現状は、適格消費者団体が仕事をするほど貧乏になる。これをどうにかしてくれという声に応え、みなさんに力を発揮してもらうため、資金面での支援を具体化していきます。国民生活白書では3.4兆円の被害があると試算しています。消費者被害の拡大防止のため、国が費用負担することはあたりまえのことです。さらに、不当収益剥奪請求制度の検討もすすめていく必要があります。



**日本共産党 国会議員団消費者問題対策委員会事務局長  
参議院議員 大門 実紀史 氏**



消費者庁発足後は、ますます皆さんの役割が重要になります。参議院では28日午後2時締めくくり質疑・採決が行われ、翌日の参議院本会議で法案成立の予定です。附帯決議の数が多いのは、法案に入れきれない現場の要望を入れてきたからであり、積極的な附帯決議です。消費者機構日本には、そうそうたるメンバーがそろっており、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。消費者問題は超党派で取組める課題であり良いと思います。だれが何党かわからないくらいです。みんなで良い方向に一歩でもすすめていきたいものです。超党派でやれというのが、みなさんの声であり、それが鍵となってきたと思います。

**社会民主党 党首  
参議院議員 福島 みずほ 氏**

これまでの道のりは、ロングアンドワインディングロードだったが、いよいよ消費社庁設置関連法が成立することになりました。みなさんの努力の成果です。社民党も努力してきました。自民党が清水の舞台を飛び降り、民主党がルビコン河を渡り成立した法律です。消費者機構日本は、適格消費者団体の第1号であり、着実に活動をしていることに敬意を表します。消費者庁ができれば、行政機関の中にもはいつての活躍を期待しています。国民の生活を守る立場で一緒に頑張りましょう。



**内閣府国民生活局長 田中 孝文 氏**

第5回総会おめでとうございます。7月に局長に就任し、最後の国民生活局長といわれました。いよいよ消費者庁設置関連法案が成立し、多くの附則・附帯決議も議決されました。団体訴訟制度をはじめとした不当利益剥奪制度の検討は非常に重いテーマです。昨年12月以来、研究会を開催していろいろ議論していますが、難しいだけに面白いといえます。また、今後は現場の声を大切にして消費者庁運営がなされるものと思います。

**経済産業省 商務情報政策局 大臣官房参事官 安井 正也 氏**

消費者機構日本の設立から5年ということで、子どもで言えば七五三ですが、ここ5年間の制度の進捗には目を見張るばかりです。改正特商法の施行準備中ですが、団体訴権が、特商法・景表法にも拡張されました。悪人は役人より利口ですので、草の根で悪質行為にたちむかう必要があります。適格消費者団体の活動を歓迎・支援していきたいと思います。消費者行政は、下からの声を力にすすんでいる行政分野です。みなさんの活動のさらなる発展を祈念します。

**公正取引委員会事務総局 取引部長 中島 秀夫 氏**

今日は第5回総会おめでとうございます。公正取引委員会の日頃の活動へのご指導・ご助言に御礼申し上げます。消費者庁設置に伴い、景表法を所管する44人が消費者庁にうつります。不当表示は後をたちません。消費者庁にうつってから、景表法の厳正な執行に務めてまいる所存です。みなさまのご協力をお願いします。

### **国民生活センター 理事 田口 義明 氏**

総会おめでとうございます。消費者庁でき、適格消費者団体は第2期の発展段階を迎えると思います。消費者団体訴訟制度ができるときに、私は内閣府で仕事をしておりました。制度の検討を行っていた頃団体訴訟を支えられる団体がなければうまくいかないといった議論がございました。そのとき、消費者機構日本が名乗りをあげられ、心強かったことを思い出します。現在、国民生活センターからは PIONET の情報提供をする仕組みがあり、多数のご要請をいただいています。制度スタート後2年間で数十件の情報提供を行ってきました。今後ますます活動は発展していくと思います。資金支援の問題も具体的なプログラムにのってまいりました。適格消費者団体との協力関係はますます強まると思います。ますますの発展を期待しております。

### **東京都 生活文化スポーツ局 消費生活部長 清宮 眞知子 氏**

日頃より東京都の消費者行政にご協力いただきありがとうございます。青山新会長には、若い頃からずっとご指導いただきてまいりました。新会長に就任され、ますます東京都の消費者行政もご指導いただくことになるかと思えます。これまで、適格消費者団体との情報交換をさせていただいていますし、今日は消費者行政へのエールをいただきました。引き続き、東京都の消費者行政との連携をすすめていただきますようお願いいたします。

### **日本弁護士連合会 副会長 藤本 明 氏**

宮崎会長より、挨拶をあずかってまいりました。消費者団体訴訟制度は2007年6月の施行から2年経過し、全国には7つの適格消費者団体が生まれ活動しています。消費者機構日本は、いち早く適格消費者団体の認定を受け、着実な成果をあげてこられました。最近では、建築士要請講座の受講契約約款の是正に取り組み、解約した受講生に対する返金に応ずる合意を獲得されています。現在の制度の限界を乗り越える画期的一里塚といえ、今後の損害金等請求制度の検討にあたって参考になる取り組みです。今後、適格団体が果たすべき役割は飛躍的に大きくなります。更なるご活躍を祈念します。

### **日本司法書士会連合会 常任理事 今川 嘉典 氏**

日頃からの消費者被害拡大防止の活動実績に心より敬意を表します。司法書士も消費者被害救済に頑張っています。簡裁の訴訟代理の件数は、平成15年6000件が平成19年72000件となりました。多重債務の裁判外和解は平成15年10900件が、平成19年には40万件を超えています。今後も消費者救済に取り組んでまいりますし、各地の適格消費者団体の立ち上げにもご協力していきたいと思えます。消費者被害救済と拡大防止の為、今後とも協力してまいりましょう。

最後に、消費者機構日本常任理事の原早苗さんから、参加者へのお礼と、消費者庁発足後に消費者団体の活動がいっそう重要となる旨の挨拶があり、閉会しました。

## **総合資格学院との確認書を取り交わしました。**

消費者機構日本では、2008年5月に建築士受験準備のためのスクール事業を行っている(株)総合資格に対して、同社の「受講契約」に「受講契約締結後の解約制度」と「適正な精算・返金制度」の規定を設けるよう消費者契約法9条1号、10条を根拠に申し入れました。

当機構が入手した「受講契約」では、クーリングオフによる場合を除き、受講契約締結後の解約・返金を一切認めていませんでした。また、「契約不可分」なる条項を定め、2つ以上の講座がセットになっている場合は、一体不可分の契約内容となっている以上、受講生の都合により、いずれかを解約することはできないと定められていました。

当機構からの申入れに対し、同社から「約款の当該部分は改定済み」との説明がありました。2つ以

上の講座の契約一体不可分の条項は削除されていましたが、解約規定については、解約できる場合を著しく限定する表現となっていたため、同社と意見交換を重ね、下記の様に約款が是正されました。

#### 第4条（受講契約の解約・返金）

当学院と受講申込者との間で受講契約が成立した後は、本人の死亡、重大な心身の疾病、出産、長期にわたる海外転勤、海外留学、勤務先の倒産など、講座を継続できない合理的な理由が生じたことにより受講することが困難もしくは不可能になった場合は解約に応じます。（以下、略）

解約の理由について限定的な例示がされていることについて、当機構は「ただちに無効とはいえないものの、民法の任意規定に比して消費者の権利を制限するもの」との見解を表明しました。一方、同社は『解約自由の例示はするものの、具体的な適用に際しては『原則、解約自由によらず対応しています。』』との説明をしました。

以上の協議経過をふまえ、合意事項を明示した確認書を2009年4月28日に取り交わし、協議を終了しました。合意事項の概要は以下のとおりです。

1. 受講料を返金できない旨の意思表示はしない。
2. クーリングオフ妨害が確認された場合、書面の交付と説明の日から起算して8日間が経過するまで、書面によるクーリングオフを可能とする対応をはかる。
3. 「改定後の受講契約」を次の対象者に遡及して準用する。
  - (1) 「当初受講契約」または「2008年受講契約」により契約した受講中の在校生の解約。
  - (2) 「2008年受講契約」により契約し、既に中途解約し、返金を受けずに退学した元受講生のうち返金を求めた者。
  - (3) 「当初受講契約」により消費者契約法施行（2001年4月1日）以降に契約し、既に中途解約し、返金を受けずに退学した元受講生のうち返金を求めた者。
4. (株)総合資格による前項に違背した意思表示がされたことが判明した場合、次の処置を講じる。
  - (1) 「未払いの受講料の支払い」、「既払い受講料の返還請求の放棄」をされた受講生に対する収納金員の速やかな返還。
  - (2) 受講生がクーリングオフ妨害により、その権利行使ができなかった場合の速やかな受け入れ。
  - (3) 全社員に対する「通学・通信講座受講契約」の周知徹底と事例の再発防止を図る処置。
  - (4) (株)総合資格のHPにおいて、本合意に違背した報告と謝罪文の最低1か月以上の掲示

申入れ書、是正後約款、確認書は、当機構のホームページ (<http://www.coj.gr.jp/>) に掲示しています。